



足腰しゃんしゃん教室

(安達コース)

腰痛、膝痛の改善や足、腰の筋力アップに効果がある運動教室を開催します。

この教室では主にイスに座った運動を中心に行いますので、腰痛、膝痛があったり、少し体力に不安のある方でも安心してご参加ください。

日時 12月6日(木)

(平成31年2月28日(木))

午後1時30分～3時30分

※毎週木曜日の12回コース。

場所 上川崎住民センター

対象者 65歳以上の方

定員 20人(先着順)

※本教室は各地域で開催しますので、参加は年度内1人1コースとなります。

送迎 安達地域の方で希望する方は、無料で送迎します。

受講料 無料

申込期限 11月12日(月)

◎問い合わせ・申し込み：

高齢福祉課包括ケア推進係

☎(23)3600

肢体不自由者来所相談会

補装具の購入・修理、医療、その他更生に関する無料相談

会が開催されます。

日時 11月30日(金)

午後1時～3時

会場 福島県障がい者総合福祉センター(県庁北庁舎)

または各支所地域振興課

申込期限 11月22日(木)

申し込み方法 事前に電話等

でお申し込みください。

※身体障害者手帳をお持ちの方

は持参してください。

◎問い合わせ・申し込み：

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所地域振興課

家族介護教室参加者募集

土日に開催する教室です。この機会に介護の悩みを話したり、交流会でリフレッシュしませんか。

日時	11/17(土)10:00～11:30	11/25(日)14:00～15:30
場所	特別養護老人ホーム羽山荘	介護老人保健施設やまびこ苑
目的	日頃の介護の悩みを話しながら、楽しい時間を過ごし、心身をリフレッシュさせる。	介護を受ける方の気持ちになるため、実際に体験することで、介護への自信をつける。
内容	・楽しいゲーム ・おしゃべりをして交流 ・介護相談 	・講話「飲み込みについて」 (講師：言語聴覚士) ・介護体験 (オムツ交換、食事介助) ※動きやすい服装で参加。 ・交流会
対象者	市内在住・在勤者で、家族等を介護している方、または介護について関心のある方	
参加費	無料	
申込期限	11/14(水)	11/10(土)
申し込み先	東和地域包括支援センター ☎(61)7100	二本松第3地域包括支援センター ☎(62)7520

◎問い合わせ…高齢福祉課包括ケア推進係☎(23)3600

要介護認定者へ「障害者控除対象者認定書」を交付します

所得の申告時に障害者控除を受けられるよう、介護保険法の要介護認定者で、障がい者に準ずると認められる方に認定書を交付しています。

申請できる方

65歳以上の方で要介護1以上の方(要介護認定の申請中の方も申請できます。)

申請の必要がない方

・身体障害者手帳1級および2級の方、療育手帳Aを所持する方

・本人および扶養者が非課税の方等で、確定申告等を

する必要がない方

・既に認定書をお持ちの方で認定区分等に変更がない方

申請方法

申請は随時受け付けます。

高齢福祉課または各支所地域振興課市民福祉係に備え付け

の申請用紙に必要事項を記入の上、提出してください(郵

送でも可能)。

その他

・平成30年の申告にお使いになる場合は、12月までに認

定申請を済ませてください。

・既に認定書をお持ちの方は、

内容に変更がない限り毎年

の所得の申告にお使いいただけ

ます。ただし、障害が軽減され

た方は、内容を審査し、認定書を返還して

いただくこともあります。

◎問い合わせ：

高齢福祉課長寿福祉係

☎(55)5114

第46回二本松方部高齢者と身体障がい者作品展

書画・手工芸・写真など多

種多様な作品が展示されます。

高齢者や身体障がい者の方々の力作をご覧ください。

日時

11月10日(土)～11日(日)

午前9時～午後4時

※11日は午後2時まで

場所

二本松市勤労者研修セン

ター1階 多目的ホール

◎問い合わせ：

高齢福祉課長寿福祉係

☎(55)5114

認知症高齢者見守り 広域模擬訓練を行います

認知症高齢者等の行方不明を未然に防止するために、福島県、福島市、二本松市の合同で、広域模擬訓練が実施されます。

日 時 11月11日(日)

午前10時～11時30分

場 所

福島市松川地域

～二本松市安達地域

訓練想定

広域模擬訓練では、福島市から二本松市へ認知症の高齢者が散歩をし、道に迷いそうになっているという想定で、見守りや声掛け訓練、通報手順の確認を行います。今回の広域模擬訓練を通して、市内での認知症高齢者見守りや声掛け訓練の実施を検討していきます。

◎問い合わせ：

高齢福祉課包括ケア推進係

☎(23)36000

environment hygiene 環境衛生

家庭で出たごみ、 燃やしていませんか？

市内各地から、家庭のごみなどを庭先で燃やしているなどの野焼きに関する苦情が寄せられています。廃棄物全般において、野焼きは法律で禁止されており、罰則規定もあります。

社会慣習上の行事(どんど焼き等)などによる焼却や、稲刈り後の稲わらやもみ殻を田畑で燃やすことは、法律の例外として認められています。が、これらの場合も、周辺に影響の出ないように行う必要があります。ごみは指定のごみ袋に入れて処分してください。

警察による野焼きの検挙事例

①木くず約32kgを空き地で野焼き：罰金20万円

②竹など約16kgを畑で野焼き：罰金20万円

違法な不用品回収業者で 処分していませんか？

「テレビなどの家電や家庭の不用品を無料で回収します」などといったチラシを配布して、軽トラック等で巡回する業者が見受けられます。

家庭からの廃棄物を回収する正規の業者は、「一般廃棄物収集運搬業許可」を持っていますが、「無料回収」をうたう業者のほとんどは無許可業者です。「無料」と思って頼んだら、高額な料金を請求された「自分が頼んだ不用品が近くの空き地に捨てられていた」といったトラブルが全国的に発生しています。

こうした業者が回収した家電製品が、適正に処分されないまま野積みになれ火災が発生したり、外国に輸出されて環境汚染の原因になっている例があります。違法な不用品回収業者を利用せず、適正な処分をしましょう。

粗大ごみの処分方法

指定のごみ袋に入らないごみは粗大ごみとなり、ごみステーションには出せません。

処分にあたっては、次の2通りの方法により処分してください。

①もとみやクリーンセンターへの直接持ち込み

②ご自宅への訪問引き取り
処理手数料

①直接持ち込み：無料

※畳・ふとん・マットレスは有料で、10kg当たり1330円

②訪問引き取り：有料

1点当たり1330円

※4点以上は割り引きあり。

※収集日は毎月10日と25日。

申し込み方法

訪問引き取りについては、収集日の10日前までに左記へお申し込みください。

※テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機といった家電リサイクル法対象家電品は、粗大ゴミとして処分できません。

そのほか受け入れできない品目や処分方法については、お問い合わせください。

◎問い合わせ：

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

または各支所地域振興課

ロープウェイで紅葉絨毯を一望



《あだたら山ロープウェイ》

- ◆営業期間 平成30年11月4日(日)まで
- ◆営業時間 8時30分～16時30分
(上り最終15:50/下り最終16:20)
- ◆料 金
片道 大人1,000円・小人 750円
往復 大人1,700円・小人1,300円

二本松市奥岳温泉
あだたら高原リゾート
TEL 0243-24-2141
<http://www.adatara-resort.com>

絶景の露天風呂



《あだたら山奥岳の湯》

- 営業時間 11月4日まで 10時～20時
11月5日以降 17時まで
- 料 金 大人 600円 小人 400円